単　位　事　務　名	
産　業　教　育　手　当 〈コード〉０３１９	
根拠および参考法令	産業教育振興法【第３条の３】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例【学校職員給与条例第８条】 産業教育手当の支給に関する規則【昭和33年３月19日規則第２号】 産業教育手当の支給に関する法律の施行について【教育法令集13】 【昭和32年10月17日文初職第508号（695の89Ｐ）】 定時制通信教育手当の支給に関する規則及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正について（通知）【平成18年４月21日鹿教教第５３号】 県立学校における給与事務の取扱いについて（通知）【平成19年３月22日鹿教教第648号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱【平成５年12月24日会計課長通知】
項　目	処　理　方　法
支給範囲	１　農業，水産又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教育職員のうち任命権者が指定する者が，実習を伴う農業，水産又は工業に関する科目を主として担任する場合又は当該科目について教諭の職務を助ける場合には，産業教育手当を支給する。 【学校職員給与条例第８条】 ２　産業教育手当の支給に関し，任命権者が指定する教育職員は次の各号の１に該当する者とする。 (1)　教頭，教諭，助教諭及び講師で高等学校の農業若しくは農業実習，水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者 (2)　実習助手で次に掲げる学歴，経歴等を有する者 ア　高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第３学年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると教育委員会が認める者で，その者の従事する実験又は実習（以下「担当実習」という。）に関し技術優秀と認められるもの イ　３年以上担当実習に関連ある実地の経験を有する者で当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの 【産業教育手当の支給に関する規則第２条】 ※　再任用職員(フルタイム勤務)にも支給する。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>支　給　条　件</td><td>
1　教頭，教諭，助教諭及び講師のうち次の各号の１に該当する者には手当は支給しない。
(1)　実習を伴う農業，水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が，その者の授業及び実習を担当する時間数の$\frac{1}{2}$に満たない者
(2)　実習を伴う農業，水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の$\frac{1}{2}$に満たない者
2　実習助手のうち実習を伴う農業，水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が，その者の勤務時間数の$\frac{1}{2}$に満たない者には，手当は支給しない。
ア　実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理
イ　実習の指導計画の作成及び実習成績の評価
【産業教育手当の支給に関する規則第２条の２】
</td></tr>
<tr><td>支　給　額</td><td>
手当の月額は，次の表に掲げる科目の区分及び職務の級の区分に対応する同表の手当の月額欄に定める額（定時制通信教育手当を受ける者は，同表の額に１０分の６を乗じて得た額）とする。
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>職務の級</th><th>手当の月額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">実習を伴う農業又は水産に関する科目</td><td>１　級</td><td>１９，０００円</td></tr>
<tr><td>２級以上の級</td><td>２４，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習を伴う工業に関する科目</td><td>１　級</td><td>１４，０００円</td></tr>
<tr><td>２級以上の級</td><td>１８，０００円</td></tr>
</table>
【産業教育手当の支給に関する規則第３条】
※再任用短時間勤務職員・育児短時間勤務職員等・任期付短時間勤務職員の取扱い
$$\text{定額} \times \frac{n}{38.75} = \text{支給額（1円未満切り捨て）}$$
n＝１週間の勤務時間
</td></tr>
<tr><td>支　給　手　続</td><td>
農業，水産，工業の課程を置く高等学校の校長は関係書類により受給者を決定する。
(1)　期　日　毎年４月末日（決定を行った後に新たに支給者となった者がある場合はすみやかに決定しなければならない）
(2)　書　類　ア　産業教育手当受給者調書
イ　産業教育手当受給者勤務簿（様式２号）により整理するとともに受給者について個人別担当時間表を作成しておくこと。
</td></tr>
<tr><td>支　給　方　法</td><td>
月の１日から末日までの間において，次の各号に該当する日を合計した日数が15日を超える場合は支給しない。
※再任用短時間勤務職員・育児短時間勤務職員等・任期付短時間勤務職員の取扱い
$$15 \times \frac{n}{38.75} = \text{規則に定める日数（1日未満四捨五入）}$$
n＝１週間の勤務時間
</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
	(1)　出張（実習を伴う農業，水産又は工業に関する科目の授業もしくは実習又は当該授業若しくは実習に付随する勤務のためのものを除く。）をした日 (2)　研修を受けた日 (3)　勤務しなかった日（鹿児島県職員の給与に関する条例第20条第１項の場合及び公務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤（地方公務員災害補償法第２条第２項に規定する通勤をいう）により負傷し，若しくは疾病にかかった場合であって，同条例第14条の規定により勤務しないことにつき特に承認があった場合を除く。） 【産業教育手当の支給に関する規則第６条】 1　勤務しなかった日が15日（再任用短時間勤務職員・育児短時間勤務職員等・任期付短時間勤務職員については，各規則で定める日数。以下同じ）を超える場合とは，出張した日，研修を受けた日（研修の承認を受けた日を含む）及び勤務しなかった日の合算日数が15日を超える（16日以上）場合をいう。 （例）１日　３日（日）　11日（月）　19日（火）　25日（月）　31日 （９日）出　張　（５日）年　休 出張期間　３日（日）～11日（月）は日曜日を含めた全日９日を算入する。 年休期間　19日（火）～25日（月）は土･日曜日を除いた日数５日を算入する。 ９日＋５日＝14日となるので手当は支給される。 2　出張日等の合算日数の計算に当たっては，出張，研修等により全日にわたって学校に出勤しなかった日を合算する。例えば，午前中に授業を行い，午後から出張をした場合には，出張日等の合算日数に算入しないが，午前中に出張をし，午後から学校で勤務することなく年休を取得した場合のように全日にわたって学校に出勤しなかった場合には，出張日等の合算日数に算入する。 3　研修又は勤務しなかった期間中に，鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成７年鹿児島県条例第25号）第３条から第５条までの規定により定められた週休日及び同条例第９条に規定する休日（以下「週休日等」という。）を含む場合は，特に勤務を命ぜられた場合を除き，出張日等の合算日数に算入しない。 4　出張期間中（最初の日又は最後の日を含む。）に週休日等を含む場合で，超過勤務手当の支給又は勤務の割振り（振替等）が行われない場合は，出張日等の合算日数に算入しない。 5　出張日等の合算日数が15日を超えるなど産業教育手当が支給されない月については，義務教育等教員特別手当が全額支給されることから，当該月に係る電算報告の際には義務教育等教員特別手当の報告も併せて行うこと。 6　出張日等の合算日数に算入される事由が１日につき２以上である場合（例：午前に年休を取得し，午後から研修を受けた場合など）の勤務簿の整理は，便宜上，「勤務しなかった日Ｅ」の欄に１日として整理し，「出張をした日」及び「研修を受けた日」の欄には記入しないこと。 7　手当はその月分を翌月の給料支給日までに支給する。

項　　目	処　　理　　方　　法
勤　務　簿	校長は受給者ごとに産業教育手当受給者勤務簿を備え整備するとともに，受給者について個人別担当時間表を作成しておく。
電　算　報　告	「給与手当報告書２」により報告する。 （別紙記入例の注意書きを参照のこと。）
留　意　事　項	産業教育手当受給者は，教員特別手当の支給率が定額 $\frac{2}{4}$ または $\frac{3}{4}$ に減ぜられるのでで注意すること。（教員特別手当の項参照）